

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和3年11月18日(2021.11.18)

【公開番号】特開2020-71817(P2020-71817A)

【公開日】令和2年5月7日(2020.5.7)

【年通号数】公開・登録公報2020-018

【出願番号】特願2018-207407(P2018-207407)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/28 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 20/28

【手続補正書】

【提出日】令和3年10月1日(2021.10.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

情報処理装置が、

ユーザから第1チャージ額を含む第1チャージ要求を取得するステップと、

前記ユーザから第2チャージ額を含む第2チャージ要求を取得するステップと、

前記第1チャージ額と前記第2チャージ額との合計を未集金額として、ユーザと対応づけるステップと、

前記未集金額を前記ユーザに対応付けられた銀行口座の残高から減算させるステップと、を実行する情報処理方法。

【請求項2】

前記減算させるステップは、

前記ユーザの引落しに関する所定の条件を満たす場合に実行される、

請求項1に記載の情報処理方法。

【請求項3】

前記引落しに関する所定の条件は、

前回前記銀行口座から引落しが行われた時点からの経過時間が所定の時間以上である場合、

前回前記銀行口座から引落しが行われた以降にチャージ要求を受けた回数が、所定の回数以上である場合、または、

前記未集金額が所定の金額以上である場合、のうち少なくとも1つを含む、

請求項2に記載の情報処理方法。

【請求項4】

前記引落しに関する所定の条件は、前記ユーザの信用スコアに基づいて決定される、

請求項2又は3に記載の情報処理方法。

【請求項5】

前記引落しに関する所定の条件は、前記ユーザによって設定される、

請求項2～4のいずれか一項に記載の情報処理方法。

【請求項6】

前記引落しに関する所定の条件を設定したユーザに特典を付与するステップ、を含む、

請求項2～5のいずれか一項に記載の情報処理方法。

【請求項 7】

情報処理装置が、
ユーザから第1チャージ額を含む第1チャージ要求を取得し、前記ユーザから第2チャージ額を含む第2チャージ要求を取得する受付部と、
前記第1チャージ額と前記第2チャージ額との合計を未集金額として、ユーザと対応づける管理部と、
前記未集金額を前記ユーザに対応付けられた銀行口座の残高から減算させる処理部と、
を実行する情報処理方法。

【請求項 8】

ユーザから第1チャージ額を含む第1チャージ要求を取得するステップと、
前記ユーザから第2チャージ額を含む第2チャージ要求を取得するステップと、
前記第1チャージ額と前記第2チャージ額との合計を未集金額として、ユーザと対応づけるステップと、
前記未集金額を前記ユーザに対応付けられた銀行口座の残高から減算させるステップと、
をコンピュータに実行させるためのプログラム。